

平成20年度診療報酬改定結果を受けて

実務委員長 木村 泰三



平成20年度診療報酬改定における改定項目が出された。緊急課題として「産科や小児科をはじめとする病院勤務医の負担の軽減について」が取り上げられた。このためにはかなり重点的な予算配分がなされたようである。しかし、代わりに、他の部分で診療報酬下げがあると病院としては何もならないわけで、実際はどうなるか、4月以降の病院収支をみたい。

さて、平成18年度の改定では重点的に評価してもらえた医療技術(外保連の要望項目の多くを占める)であるが、今回の改定でも42の新規技術の採用と62の既存技術の再評価(点数の増点等)が考慮された。新設も再評価も、心臓、食道、肝臓など難度の高い手術から、乳腺、急性虫垂炎、ヘルニアなど市中病院で多く行われる手術、放射線の診断治療に至るまで幅広く及んだ。さらに、多くの学会の数年来の強い要望であったベッセルシーリングシステム使用加算が、「超音波凝固切開装置等を使用した場合に算定する」という形で認められた。結果として、外保連の要望項目(技術新設:188項目、技術改正:150項目)のうち、技術新設:34項目、技術改正:44項目はなんらかの改定を受けることができた。また、平成18年度の改定では目立った「新設や再評価を認める代わりに従来法の点数を下げる」という手法も今回はあまり目立たなかった。しかし、今年度改定では手術診療報酬を上げます」といっていたわりにはわずかな上げ幅で、病院崩壊の危機を防げるようなものではなかった。

今回の診療報酬改定のなかで理解できないのは、腹腔鏡下小切開 副腎摘出術、腎部分切除術、腎摘出術、腎(尿管)悪性腫瘍手術(外保連手術試案には内視鏡下小切開副腎摘出術と腎(尿管)悪性腫瘍手術と前立腺悪性腫瘍手術がそれぞれの腹腔鏡下手術より低い点数で掲載されている)が、それぞれの腹腔鏡下手術より5000点高い点数で認可されたことである。消化器一般外科でも呼吸器外科でも、多くの種類の小切開腹腔鏡下(胸腔鏡下)手術が行われているが、純粹の腹腔鏡下(胸腔鏡下)手術と同じ診療報酬点数である。小切開併用の方が易しい手術であり材料費も節減できることが一般的評価であることを考えると、今回の点数設定は不合理であるといわざるを得ない。我々としては、もともと必要なコストに比べ非常に低く設定されていた腹腔鏡下手術の診療報酬を、今後上げていく手始めと考えたい。また、このような矛盾を生じないように、保険認可の前に広い領域から十分な意見聴取していただく(意見聴取できるシステムを作る)ことを厚生労働省にお願いしたい。

目次

実務委員会 木村泰三委員長
追悼 勝保慶三先生 比企能樹名誉会長
広報委員会 松下隆委員長
事務局からのお知らせ

<<別添資料>>

平成20年度診療報酬改定で考慮された項目リスト

最後に、残念ながら外保連が重点的に要望項目とした材料費の別算定は実現しなかった(手術点数を上げることでカバーしたかと思われるところもあるが)、この点については、今年の重点要望項目として、粘り強く訴えていきたい。

平成20年度診療報酬改定に関する検証と意見書提出は4月中旬

平成20年3月5日付けの官報に診療報酬改定の内容が掲載されました。これに基づいて発行される「医科点数表の解釈」と合わせ、各学会の社会保険関連委員会は、今回の改定内容を至急検証して下さい。また、小さな訂正が課長通達で後から出されることもありますので、注意して下さい。

1. まず、各学会から要望した項目がどのように評価されたかを確かめて下さい。要望した技術名とは異なる名称となっている診療行為もありますので、ご注意下さい。

正当に評価された。
評価されたが、保険点数が充分とはいえない。
全く評価されなかった。

各項目について学会からの意見書を作成し、4月中旬に厚生労働省保険局医療課 原徳壽課長宛てに提出して下さい。申し出が何もなければ容認したことになります。次回の改定時には異なる医療課長が対応することになりますが、この意見書を提出していれば、永続的に要望を行ってきたと主張することができます。

2. 次に、以下の点がないか確認をして下さい。
明らかな間違いや取り違えがないか。
施設基準などで解釈し難い点や現実的ではない点はないか。

理由なく減額となった診療行為や他の診療行為と比べ、不当に減額させられた診療行為はないか。
ある場合には、やはり意見書として提出して下さい。
会員学会間で情報を共有するため、意見書のコピーを外保連実務委員会へ送付願います。

追悼 勝俣 慶三先生

名誉会長 比企 能樹



外科系学会社会保険委員会連合（外保連）は、第1回会合が1947年（昭和42年）7月26日に催されて産声をあげた。その時の会長は慶應義塾大学医学部外科の島田信勝教授で、松下良司（外）、佐藤孝三（整）両先生をはじめ、錚々たる委員によって形成された。その傍らに影のように添って黙々と細かい仕事を詰めておられたのが、若い日の勝俣慶三先生であった。

ご承知のごとく、外保連はその活動として当初より手術・処置・特殊検査各小委員会を設置し、昭和48年1月に中間報告をまとめた。その間、勝俣先生はこの外保連の縁の下の力持ちとして実務を担当され、貢献された。

昭和57年2月に、いよいよ『手術報酬に関する外保連試案』第1版を発行したときの委員会委員として活躍された15人の中のお一人は勝俣先生であり、先生と一緒に

頑張られた方は現在外保連顧問として活躍されておられる松田静治先生のみとなって、今昔の思いが募る。実務について先生から直接特訓を受けてきた私は、第三代目の会長に就任した時、どんなに先生に助けられたか解らない。

特筆すべきは、勝俣先生が昭和62年に『手術報酬に関する外保連試案』第2版を、委員長として極めて秀でた指導力を発揮され刊行されたことである。

外保連の仕事以外に、先生はわが国の小児外科の創成期に当り、超多忙な時間を過されていた。その傍ら、広く大きな視野をもって外科系領域をまとめる事に尽力された。すなわち、学問的な視野に基づく手術診療報酬体系の基本的構築の重要性を認識して、当時難しいと言われていた厚生労働省との折衝にも力を発揮された。

さて、先生はスマートな肢体に精悍さが宿る真の慶応ボーイで、しかもこの様に多くの成果を生んだ仕事をされていても、決して人を押しつけて目立ちたがる事がない紳士であった。

このたび、外保連の生き字引のような勝俣先生を失い、歴史が途絶えるような寂しさを覚える。しかし、先生が努力され貢献してこられた外保連を、現在山口俊晴会長が見事に継承されていると、折に触れ言っておられたことをここに記したい。

広報委員会

広報委員長 松下 隆



外保連ニュース号外をお届けします。平成20年度診療報酬改定における改定項目が出されましたので、各学会の外保連委員の皆様には、今回の改定内容とこれに基づいて発行される「医科点数表の解釈」とを至急検証くださり、学会からの意見書を4月中に厚生労働省保険局医療課 原徳壽課長宛てにご提出くださいますようお願いいたします。

事務局からのお知らせ

・外保連試案について

平成19年11月に「手術報酬に関する外保連試案〔第7版〕」「処置報酬に関する外保連試案〔第4版〕」「生体検査報酬に関する外保連試案〔第4版〕」、および3試案を掲載したCD-ROM版を作成いたしました。ご希望の方は事務局までE-Mail、またはFAXにてお申し込み下さい。

【暫定版】外保連の要望のうち、平成20年度診療報酬改定で考慮された項目（技術新設）

2008.3.13

NO	名称	要望内容	要望点数	診療報酬改定結果	
				改定内容	H20保険区分
1	リンパ浮腫誘導手技料・指導料	保険収載	300点	リンパ浮腫指導管理料 100点	B001-7
2	造影超音波手技料、診断料	保険収載	2,718点	超音波検査 注1 造影剤使用加算150点	D215
3	眼底3次元画像解析	保険収載	2,990点	眼底3次元画像解析 200点	D256-2
4	尿失禁定量テスト（パッドテスト）	保険収載	349点	尿失禁定量テスト（パッドテスト） 100点	D290-2
5	肛門鏡検査	保険収載	硬性鏡85点、肛門・その他383点	肛門鏡検査 200点	D311-2
6	静脈切開による中心静脈栄養用カテーテル設置	保険収載	6,740点	注3 別に厚生労働大臣が定める患者に対して静脈切開法を用いて行った場合は、所定点数に2,000点を加算する。	G005-2注3
7	骨内異物（挿入物）除去術：頭蓋・顔面 1. 1ヶ所	保険収載	5,760点	骨内異物（挿入物）除去術 1.頭蓋、顔面、肩甲骨、上腕、大腿 4,650点	K048-1
8	大孔部減圧術（頭蓋頸椎移行部病変に対する後頭蓋窩大孔部減圧術）	保険収載	36,170点	減圧開頭術14,200点 1.キアリ奇形、脊髄空洞症の場合21,300点、2.その他の場合14,200点	K149
9	定位的脳内血腫除去術	保険収載	48,230点	定位的脳内血腫除去術 12,200点	K164-4
10	頭蓋顔面拡大再建術	保険収載	246,890点	1.頭蓋骨のみのも9,730点、2.硬膜形成を伴うもの14,000点（新設）3.骨移動を伴うもの21,000点	K180
11	深頸部膿瘍切開排膿術	保険収載	25,809点	深頸部膿瘍切開術 4,000点	K384-2
12	顎骨延長術 1.上顎骨	保険収載	36,170点	上顎骨形成術 3.骨移動を伴う場合 32,400点	K443-3
13	顎骨延長術 2.下顎骨（両側同時施行時は50%加算）	保険収載	48,220点	下顎骨形成術 4.骨移動を伴う場合 27,800点	K444-4
14	漏斗胸手術（内視鏡法）	保険収載	44,990点	漏斗胸手術 3.胸腔鏡によるもの 30,200点	K487-3
15	胸膜肺全摘術	保険収載	173,550点	肺悪性腫瘍手術 4.胸膜肺全摘 58,000点	K514-4
16	生体部分肺移植用肺採取加算	保険収載	52,920点	5.移植用部分肺採取術（生体） 41,000点	K514-5
17	生体部分肺移植術	保険収載	98,040点	6.生体部分肺移植術 66,700点	K514-6
18	両室ペーシング機能付き植込み型除細動器(CRT-D)皮下移植術	CRT-D移植術と心内リード留置、除細動閾値測定と治療の設定	診療報酬点数の現行13,100点から81,900点へ上方修正	両室ペーシング機能付き埋込型除細動器移植術14,000点	K599-3
19	脳血管（頸動脈、椎骨動脈）狭窄に対する血管拡張・ステント留置術	保険収載	127,040点	経皮的頸動脈ステント留置術 22,100点	K609-2
20	頭蓋内動脈ステント留置術	保険収載	77,180点	経皮的頸動脈ステント留置術 22,100点	K609-2

【暫定版】外保連の要望のうち、平成20年度診療報酬改定で考慮された項目（技術新設）

2008.3.13

NO	名称	要望内容	要望点数	診療報酬改定結果	
				改定内容	H20保険区分
21	噴門側胃切除術	保険収載	87,530点	噴門側胃切除術 1.単純切除術 30,900点、2.悪性腫瘍切除術 55,100点	K655-4-1,2
22	経皮経肝の肝膿瘍ドレナージ術	保険収載	9,130点	経皮的肝膿瘍ドレナージ 10,800点	K691-2
23	腹腔鏡下直腸切断術	保険収載	K740-3腹腔鏡下直腸低位前方切除術に準じる53,400点	腹腔鏡下直腸切除・切断術 1.切除術 42,100点、2.低位前方切断術53,400点、3.切断術60,000点	K740-2-1,2,3
24	内視鏡下小切開泌尿器腫瘍手術	保険収載	副腎=70,870点	腹腔鏡下小切開副腎摘出術 36,000点	K754-3
25		保険収載	尿管=119,410点	腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術 47,300点	K773-3
26		保険収載	前立腺=162,390点	腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術 50,300点	K843-3
27	生体臓器移植ドナーの安全管理料	保険収載	管理料1:10,000点 管理料2:20,000点	生体臓器提供管理料 5,000点	K915
28	ベッセルシーリングシステム	保険収載	4,000点の加算	超音波凝固切開装置等加算 3,000点	K931
29	脊椎固定術・脊髄除圧術におけるナビゲーション加算	保険収載	11,950点	画像等手術支援加算 1.ナビゲーションによるもの2,000点	K939-1
30	脳腫瘍手術時におけるニューロナビゲーター使用時の手術加算	保険収載	10,000点	画像等手術支援加算 1.ナビゲーションによるもの2,000点	K939-1
31	実物大臓器立体モデルによる手術計画	保険収載	15,260点～21,260点 （一部が実費のため）	画像等手術支援加算 2.実物大臓器立体モデルによるもの2,000点	K939-2
32	先進画像加算：冠動脈CT	保険収載	加算として600点 （単純CTとあわせて1,450点）	E200 コルピューター断層撮影（一連につき）注4 500点 600点	注4
33	先進画像加算：心臓MRI	保険収載	350点	E202 磁気共鳴コルピューター断層撮影（一連につき）注4 300点	注4
34	コンピュータによる画像処理を行った場合の加算点数の増点および施設基準	保険収載	120点	第3節コルピューター断層撮影診断料 通則3 60点 120点	通則3

【暫定版】外保連の要望のうち、平成20年度診療報酬改定で考慮された項目（技術改正）

2008.3.13

NO	名称	要望内容	保険記号	要望点数	診療報酬改定結果	
					改定内容	H20年度保険区分
1	中耳機能検査（パッチテスト）	点数の見直し（増点）	D244-6	242点	100点 150点	D244-6
2	精巣、精巣上体組織試験採取術	点数の見直し（増点）	D417-11	991点	360点 400点	D417-11
3	動脈造影カテーテル法（脳血管造影）	点数の見直し（増点）	E003-3	8,482点	イ.主要血管の分枝血管を選択的に造影撮影した場合1,820点、ロ.1以外の場合1,180点 イ.3,600点、ロ. 0点	E003-3
4	コンピュータ断層撮影高性能CTの点数維持と高性能MRの増点	コンピュータ断層撮像の中で高性能1.5-T以上のMRの増点	E200,E202	1270点,1650点	1.単純MRI撮影 イ.1.5T以上の機器による場合1,230点 1,300点	E202-1
5	運動器リハビリの日数上限無条件撤廃と逓減制廃止、開始日を起算日に	運動器リハの算定日数の上限を無条件撤廃、逓減制廃止、開始日を起算日に	H2.1.2	180点、80点	逓減制廃止、早期リハビリテーション加算30点	H002
6	H003-2 リハビリテーション総合計画評価料	リハビリテーション総合実施計画書に（ASIA）の脊髄障害評価を追加する。	H003-2	*内容の改定のため、同点数	480点 300点、患者一人につき1ヶ月に1回算定可	H003-2
7	創傷処置、術後創傷処置（45点、49点）	創傷処置点数を外来管理加算点数52点より以上の点数（45点は52点へ、49点は56点）に増点して頂きたい。	J000-1,2	それぞれ52点,56点に増点	1.45点（変更なし）、2.100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満49点 55点、3.500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満75点 85点、4.3,000平方センチメートル以上6,000平方センチメートル未満140点 155点、5.6,000平方センチメートル以上250点 270点	J000-2,3,4,5
8	ミラー・アボット管（イレウス管）挿入法	ミラー・アボット管挿入は、イレウス治療においては最も基本的な処置。しかし、その処置料点数は極めて低く、点数の見直しをお願いしたい。	J034	1,089点	150点 200点	J034
9	ミラー・アボット管（イレウス管）挿入法	現行の診療報酬点数処置料150点を外保連試算点数1,089点へ増点していただきたい。	J034	1,239点	150点 200点	J034
10	皮膚科軟膏処置	通常の軟膏処置（J053）の100分の300熱傷（J001）に準じた軟膏処置	J053-1,2,3,4,5	通常の軟膏処置（J053）の100分の300	1.100平方センチメートル未満45点 削除、2.100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満49点 55点、3.500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満75点 85点、4.3,000平方センチメートル以上6,000平方センチメートル未満140点 155点、5.6,000平方センチメートル以上250点 270点	J053-2,3,4,5
11	鶏眼、胼胝処置	1)以前の点数に戻して欲しい。 2)治療回数制限を廃止して欲しい。	J057-3	270点	100点 170点	J057-3
12	冷却痔処置	算定要件を治療の実態に合わせ、1日(1ないし2回)の処置毎に現行の点数請求を認めていただきたい。	J070-3	*算定要件の見直しのため同点数	冷却痔処置（1日につき）	J070-3
13	上顎洞穿刺	点数の見直し（増点）	J102	319点	50点 60点	J102
14	介達牽引料の引き上げ及び逓減制廃止	介達牽引療法を点数を外来管理加算以上に引き上げ、逓減制を廃止する。	J118	52点以上	注2の削除	J118
15	同日複数装具採型料個別算定	同日に複数装具の採型料を各々算定することを可能にしていきたい。	J129	*算定要件見直しのため同点数	（1肢につき）が追加	J129

【暫定版】外保連の要望のうち、平成20年度診療報酬改定で考慮された項目（技術改正）

2008.3.13

NO	名称	要望内容	保険記号	要望点数	診療報酬改定結果	
					改定内容	H20年度保険区分
16	全層・分層植皮術	一本化されている技術を「全層植皮術」および「分層植皮術」として分離「全層植皮術」の高点数化	K013-1～4	9,450～80,570点	K013分層植皮術とK013-2全層植皮術の分離 K013-2-1.25平方センチメートル10,000点、K013-2-2.25平方センチメートル以上100平方センチメートル12,500点、K013-2-3.100平方センチメートル以上200平方センチメートル20,000点、200平方センチメートル以上30,000点	K013、K013-2-1,2,3,4
17	遊離皮弁術と自家遊離複合組織移植術における特殊縫合系加算	遊離皮弁術(K017)と自家遊離複合組織移植術(K020)において用いられる特殊縫合系に対する特殊縫合系加算として、5,000点を要望する。	K017,K020	158,320点	K017遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）40,000点 43,000点、K020自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）46,200点 49,200点	K017、K020
18	難治性骨折超音波治療法	外保連試案に則って、点数（技術料＋使用機器代）を見直していただきたい。	K047-2	5,190点 OR 17,190点	5,000点 注.開放骨折、粉碎骨折に対して骨折観血の手術が行われた後に本区分が行われた場合に限り算定する。	K047-3
19	頭蓋内微小血管減圧術	点数の見直し（増点）	K160-2	79,780点	23,000点 25,300点	K160-2
20	経鼻的下垂体腺腫摘出術	K171の経鼻的下垂体腫瘍摘出術の現行点数50,700点を引き上げ、K169-2の頭蓋内腫瘍摘出術(82,000点)に合わせる。	K171	101,050点	50,700点 55,800点	K171
21	巨大脳動脈瘤に対するクリッピング術	点数の見直し（増点）	K177-1	159,550点	1.1箇所70,500点 72,000点、2.2箇所以上84,100点 85,600点	K177-1,2
22	脊髄腫瘍摘出術 1.髄外のもの	点数の見直し（増点）	K191-1	101,050点	33,300点 36,700点	K191-1
23	角膜移植	ドナー角膜の準備にかかる費用などの見直し。	K259	82,840点	30,600点 39,800点	K259
24	緑内障濾過手術	現時点で、緑内障手術として同一項目に納められている流出路再建術と流出濾過手術とを分けて取り扱うとともに、濾過手術の点数の見直しをお願いする。	K268-2	39,880点	3.濾過手術 14,200点 21,000点	K268-3
25	咽頭異物摘出術 2.複雑なもの	医療技術の再評価、小児（乳幼児）加算の追加	K369-2	10,220点	1,360点 2,100点	K369-2
26	乳腺悪性腫瘍手術の増額	筋の通った公平な手術技術再評価の要望	K476	24,110点～60,290点	1.単純乳房切除術（乳腺全摘術）10,400点 11,400点、2.乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）16,000点 17,000点、3.乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）19,000点 20,000点、4.乳房部分切除（腋窩部郭清を伴うもの（内視鏡下によるものを含む））26,600点 27,600点、5.乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの27,100点 29,100点、6.乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施するもの22,100点 24,100点、7.拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの）33,000点 34,000点	K476-1,2,3,4,5,6,7
27	気管・気管支ステント留置術	点数の見直し（増点）	K508-2	43,540点	6,470点 7,200点	K508-2

【暫定版】外保連の要望のうち、平成20年度診療報酬改定で考慮された項目（技術改正）

2008.3.13

NO	名称	要望内容	保険記号	要望点数	診療報酬改定結果	
					改定内容	H20年度保険区分
28	食道狭窄拡張術 1.内視鏡によるもの	点数の見直し（増点）	K522-1	15,330点	5,570点 6,200点	K522-1
29	胸腔鏡下食道悪性腫瘍根治術	点数の見直し（増点）	K529-1	217,840点 239,740点 214,100点	1.頸部、胸部、腹部の操作によるもの（胸腔鏡下によるものを含む）73,500点 88,200点	K529-1
30	食道悪性腫瘍手術	保険点数の改定	K529	175,230,150,420,107,450点	1.頸部、胸部、腹部の操作によるもの（胸腔鏡下によるものを含む）73,500点 88,200点、2.胸部、腹部の操作によるもの64,600点 77,600点、3.腹部の操作によるもの51,000点 61,200点	K529-1,2,3
31	弁置換術	弁縫着や体外循環等に針付非吸収性合成縫合糸、創閉鎖に吸収性縫合糸が不可欠であり手術料に占める比率が高い。従って、特殊縫合糸加算が必要。	K555	9,000点	2.2弁のもの71,500点 80,500点、3.3弁のもの84,500点 93,500点	K555-2,3
32	大動脈瘤切除術	大動脈瘤切除部位の再建に非吸収性合成縫合糸、創の閉鎖に吸収性合成縫合糸が不可欠である。これらは高価で使用量が多く特殊縫合糸加算が必要である。	K560	8,000点	2.上行大動脈（その他のもの）75,300点 84,300点	K560-2
33	経皮的カテーテル心筋焼灼術	診療報酬点数の現行19,900点から45,760点へ上方修正	K595	45,760点	19,900点 20,900点	K595
34	ペースメーカー電池交換術	診療報酬点数の現行2,200点から6,710点へ上方修正	K597-2	6,710点	2,200点 3,200点	K597-2
35	内頸動脈狭窄症に対する頸動脈血栓内膜除去術	頸動脈狭窄症に対する根治療法である、頸動脈血栓内膜摘出術は技術評価が著しく低く、不合理であるので、増額を求める。	K609-2	86,040点	17,700点 19,500点	K609-2
36	ヘルニア手術	成人鼠径ヘルニア根治手術は年間15万件以上行われている。小児には短期滞在手術加算があるが、成人の日帰り手術への技術工夫に対しての加算。	K633-5	5,110点	5.鼠径ヘルニア5,530点 6,000点	K633-5
37	肝切除 1.リンパ節郭清加算、胆管切除再建加算、血管切除再建加算	胆管細胞癌ではしばしばリンパ節郭清が必要であるが、収載されていない。また、胆管・血管の切除再建もしばしば行われる術式だが収載されていない。	K695	8,000 - 12,000点を各々の術式に加算	5.拡大葉切除に血行再建を併せて行う場合71,700点 80,700点	K695-5
38	腓頭部腫瘍切除術	点数の見直し（増点）	K703	109,440～152,420点	3.周辺臓器（胃、結腸、腎、副腎等）の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合69,500点 72,500点、4.血行再建を伴う腫瘍切除術の場合72,900点 78,900点	K703-3,4
39	結腸切除術 1.小範囲切除 2.結腸半切除	点数の見直し（増点）	K719-1,K719-2	31,610点,43,670点	1.小範囲切除13,700点 17,900点、2.結腸半側切除19,700点 25,700点	K719-1,2
40	内視鏡下移植用腎採取術	保険適応	K779	104,620点	腹腔鏡下移植用腎採取術（生体） 38,600点	K779-3
41	腹腔鏡下子宮付属器腫瘍摘出術	腹腔鏡下子宮付属器腫瘍摘出術の手術器材は高価なディスプレイ製品が主流となり、実質的な技術評価点は低下しているため正当な手術点数を求める。	K888-2	48,410点	18,600点 19,600点	K888-2

【暫定版】外保連の要望のうち、平成20年度診療報酬改定で考慮された項目（技術改正）

2008.3.13

NO	名称	要望内容	保険記号	要望点数	診療報酬改定結果		
					改定内容	H20年度保険区分	
42	マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔に規定する重症患者	算定要件の見直し（施設基準、回数制限等）	L008	算定要件見直しのため同点数	「(4)麻酔が困難な患者とは、以下に掲げるものをいい、麻酔前の状態により評価する。」に下記が追加された。キ：先天性心疾患（心臓カテーテル検査により平均肺動脈圧25mmHg以上であるもの又は、心臓超音波検査によりそれに相当する肺高血圧が診断されているものに限る。）の患者、ク：原発性肺高血圧症（心臓カテーテル検査により平均肺動脈圧25mmHg以上であるもの又は、心臓超音波検査によりそれに相当する肺高血圧が診断されているものに限る。）の患者、ナ：完全脊髄損傷（第5胸椎より高位のものに限る。）の患者、ハ：BMI35以上の患者		L008(4)
43	画像診断管理料1、画像診断管理料2	画像診断管理加算を画像診断管理料と名称変更し、増額する。	画像診断通則4,5	画像診断管理料1が200点、2が300点	通則4.画像診断管理加算1 58点 70点 通則5.画像診断管理加算2 87点 180点	画像診断通則4、5	
44	感染患者の手術における加算	B・C型肝炎、HIV陽性、MRSAおよび、その他の細菌保菌患者に対する手術の加算	手術通則11	2,000点	100点 1,000点	手術通則11	